

選定委員会会議録要旨

第5回市立堺病院事業者選定委員会会議録要旨

- 開催日時 : 平成23年11月8日 14時～15時35分
- 会 場 : 堺市役所高層館20階第一特別会議室
- 出席委員 : 委員長 種子田 護 (社団法人 大阪府病院協会常任理事)
 委 員 阿津地 勲 (堺区自治連合協議会 少林寺校区自治連合会会長)
 委 員 上田 保 (堺区自治連合協議会 安井校区自治連合会会長)
 委 員 岡原 猛 (社団法人 堺市医師会副会長)
 委 員 岡本 邦彦 (堺区域自治連合協議会会長)
 委 員 神部 智司 (大阪大谷大学教育福祉学部准教授)
 委 員 北村惣一郎 (堺市医療監)
 委 員 出未 明彦 (市立堺病院事務局長)
 委 員 橋本 卓也 (大阪保健医療大学講師)
 委 員 早川 泰史 (堺市健康福祉局長)
 委 員 樋上 忍 (堺市域保健医療協議会会長)
 委 員 蓑田 正豪 (社団法人 堺市医師会理事)
 委 員 本川 清子 (公認会計士)
- 欠席委員 : なし
- 事務局 : 市立堺病院 新病院建設室長 森 嘉司
 市立堺病院 新病院建設室参事 米村 かおる 他
- 案 件 名 : (1) プレゼンテーション等について
 (2) 総合評価について
 (3) 選定結果の公表について
 (4) 今後のスケジュールについて

| 発言者 | 内 容 |
|-----|--|
| 事務局 | <p>開会</p> <p>第5回市立堺病院後利用事業者選定委員会を開催する。</p> |
| 事務局 | <p>定足数報告</p> <p>委員会の公開・非公開について</p> <p>本日の案件は、前回の選定委員会と同様で、法人に関する情報であり、堺市情報公開条例及び堺市審議会等の会議の公開に関する基準に基づき、審議内容に応募団体が保有するノウハウ等が含まれており、公にすることにより、法人の権利、競争上の地位などの利益に害すると認められるとともに、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれが生じるので、すべて非公開と考える。</p> |

| | |
|------|--|
| 委員長 | ただ今の説明について、何か意見はあるか。 |
| 委員 | <意見なし> |
| 委員長 | 本日の案件は、すべて非公開とする。 |
| | 委員等に応募者からの接触等の有無を確認 |
| 委員 | <接触なし> |
| | (1) プレゼンテーション等について |
| 事務局 | A法人からプレゼンテーションを受けた後、質疑応答時間を予定している。その後、全体を通じての意見交換と採決を行っていただきたいと考える。 |
| 委員長 | この件について、意見等はないか。 |
| 委員 | <意見なし> |
| 委員長 | それでは、A法人に入室していただく。 |
| | A法人入室 |
| 事務局 | プレゼンテーションをお願いします。 |
| | A法人のプレゼンテーション (30分間 パワーポイントを活用して説明) |
| | 質疑応答 |
| 委員長 | 引き続き、質疑応答に入る。質問のある委員はおられるか。 |
| | <委員からの質疑> |
| 早川委員 | 「患者満足度調査」結果の内容と改善策について教えてほしい。 |
| A法人 | 5、6年前から、毎年12月に実施している。結果としては、職員の態度や言葉遣いなどについての満足度は、最初はそれほど高くなかったが、接遇教育や講演会を実施しているほか新入職員研修を実施し、サービス向上を図っており、効果もでている。 |
| 橋本委員 | 回復期リハビリテーション、慢性期の医療を担っており、後送病床について堺病院などとの連携を今後もスムーズに行う予定か。 |

| | |
|------|--|
| | また、部署としては、地域連携部か。 |
| A法人 | 今後も継続していくとともに、さらに連携を深める。 担当部署は、そのとおりである。 |
| 早川委員 | 大内科体制での診療のメリットは何か。 |
| A法人 | 専門性を維持しながら、一人の患者を様々な角度から色々な医師で協力して診る体制をとれる点などがあると考えている。 |
| 樋上委員 | 救急医療を支えるためには、研修医の確保が不可欠だが、研修医制度が始まってから以降毎年確保しているのか。 |
| A法人 | 実働したのは、平成20年度以降で、毎年数名確保している。 |
| 樋上委員 | 救急の耳鼻科の疾患については、非常勤の当直医師で対応しているのか。 |
| A法人 | めまいなどの症状に対応している。 |
| 樋上委員 | 緊急手術の内訳はどうなっているか。 |
| A法人 | 急性期部門が最も多い状況である。 |
| 樋上委員 | サテライト病院の病床数はどれくらいか。また、今後病床数の調整をするのか。 |
| A法人 | 300床である。病床数の調整は検討中である。 |
| 出未委員 | 産科、泌尿器科を再開予定だが、大学病院等との連携の見通しはどうか。 また、医師など職員体制や看護師など人材育成についての考え方はどうか。 |
| A法人 | 泌尿器科については、確約をとっている。産科については、看護学校があるので、連携していく。医師などは、後期研修医を多数確保しており、また看護師などの人材育成は、病院や法人全体でサポートしながら育成している。 |
| 本川委員 | 社会医療法人への移行に向けての現状はどうなっているのか。また、資金調達について移転費用のほとんどを融資資金で賄っている点について教えてほしい。 |

| | |
|-------|--|
| A法人 | 社会医療法人移行については、できるだけ近いうちに要件のクリアを考えている。また、融資資金については、以前から金融機関と調整している。 |
| 橋本委員 | 社会医療法人移行に伴い福祉部門との連携など地元住民に貢献するのか。 |
| A法人 | 地元の皆さんのトータルなサービスを考えてきた。急性期から療養期までの科目があり、次に社会福祉系の内容も考えている。 |
| 橋本委員 | 救急外来患者や救急搬送からの入院患者の中でも小児科の患者が多いが、小児科の病床数は少なくないか。 |
| A法人 | 他の病棟も活用しながら、運用している。 |
| 委員長 | 職員数の中でも、事務職が多いが病棟クランクか。 また、外来患者の動向をみると徐々に紹介率が増えているが、病院の方針なのか。 |
| A法人 | 病棟クランクである。 また、紹介率については、専門性を構築したことが、こういう結果となった。 |
| 阿津地委員 | 新病院移転後、できるだけ早期に開院してほしいが、どのくらいの期間で開院できるのか。 |
| A法人 | 関連施設の若干の改装も必要なので、新病院移転後できるだけ早く、間を空けずに開院したいと考えている。 |
| 委員長 | 他に質疑がないようであれば、以上でプレゼンテーション及び質疑応答を終了する。 法人関係者は退室願う。 |
| | A法人退室 |
| | (2) 総合評価について |
| 委員長 | ただ今の質疑応答の結果を踏まえ、議論を進めたいと考えるが、何か意見はあるか。 |
| 北村委員 | 医療学院も移転してくるということだが、それは、明確に決まっているのか。また、病院内に併設される予定の医療専門学院の学生数はどれくらいなのか。 |

| | |
|------|--|
| 事務局 | 看護科、准看護科、理学療法士、診療放射線技師などで、学生数は、590名です。 |
| 樋上委員 | A法人のマイクロサージャリーは大阪府下でも有名である。ぜひ継続してほしい。また、リュウマチセンターについては、大和川以南では、現在1施設しかなく、患者も多いことから、地域医療の観点からも、是非リュウマチセンターのような施設をつくってほしい。 |
| 早川委員 | 現在A法人の経営する病院全体が移転してくるが、かかりつけの患者さんが多数おられると聞いており、移転に伴い次の医療へつなぐため、患者さんに丁寧な説明をお願いしたい。 |
| 岡原委員 | 現在の場所からこちらへ移転するに際して、周辺地域医療機関との連携を深めてほしい。 |
| 委員長 | ただ今の議論を踏まえ、A法人を事業予定者にするということについて、記名による投票を行うが、その前に事務局から説明はあるか。 |
| 事務局 | 投票用紙を配るので、氏名と賛成の方は「○」、反対の方は「×」を記入していただく。その後事務局で回収し、開票並びに結果発表を行う。 |
| | <投票用紙を配布> |
| 委員 | <投票> |
| 事務局 | <投票用紙を回収し、開票する> |
| 委員長 | 事務局より結果の発表をお願いする。 |
| 事務局 | 13名全員賛成です。 |
| 委員長 | ただ今の結果発表のとおり、全員賛成によりA法人を事業予定者と選定した。 |
| | (3) 選定結果の公表について |
| 事務局 | 市立堺病院の事業予定者の選定について(案)について説明する。 |
| 委員長 | 何か意見等はないか。 |
| 出未委員 | 公表内容については、後日、委員全員に確認をとるのか。 |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | 事務局で（案）を作成し、内容については、委員長一任でお願いしたい。 |
| 委員 | 異議なし |
| 委員長 | 事務局と内容を取りまとめ、後日確認願います。 |
| 事務局 | <p>(4) 今後のスケジュールについて 今後のスケジュールについて説明する。</p> |
| 委員長 | 以上で閉会する。 |
| | 閉会 |

第5回 市立堺病院後利用事業者選定委員会
配付書類一覧

平成23年11月8日（火）

目 次

○ 会議次第

資料1 基本質問項目

資料2 市立堺病院の事業予定者の選定について（案）

（参考1） 市立堺病院後利用事業者選定委員会要綱

第5回 市立堺病院後利用事業者選定委員会

平成 23 年 11 月 8 日 (火)

午後 2 時 00 分～

堺市役所 第 1 特別会議室

次 第

1. 開 会

2. 審議案件

- (1) プレゼンテーション等について
- (2) 総合評価について
- (3) 選定結果の公表について

3. その他

- (1) 今後のスケジュールについて

4. 閉 会

基本質問項目

1 『譲渡先としての適性』について

(早川委員)

「患者満足度調査」結果の内容と改善策は？

2 『診療機能』について

(橋本委員)

回復期リハビリテーション、慢性期の医療を担っていることから、後送病床について堺病院との医療連携が可能かどうか？

(早川委員)

大内科体制での診療のメリット・デメリット？

3 『組織体制』について

(樋上委員)

救急医療を支えるために研修医等の確保が不可欠。研修医等の人数？

(出来委員)

人材の研修の内容？

4 『収支計画等』について

(本川委員)

社会医療法人への移行や移転後の経営実績を高く見込んでいるが、病院移転資金調達計画書にあるように、移転費用のほとんどを融資資金としていることや、既に多くの借入金があることでの病院経営が良好に運営できるのか？

5 『その他の提案』について

(橋本委員)

その他の提案は、ありきたりの内容である。

今後、福祉との連携など特化する内容はないのか？

6 『譲渡にあたっての基本的な考え方』

(事務局)

地域の方々が利用しやすい施設を運営できるように、どのようなことを考えているのか？

平成 23 年 11 月 日
市立堺病院後利用事業者選定委員会
委員長 種子田 護

市立堺病院の事業予定者の選定について（案）

市立堺病院の後利用事業予定者について、市立堺病院後利用事業者選定委員会の審査の結果、下記のとおり事業予定者を選定しました。

1 譲渡の概要

(1) 病 院

- | | |
|---------|---------------------------------|
| ① 所在地 | 堺市堺区南安井町 1 丁 1 番 1 号 |
| ② 施 設 | |
| ア 構造・規模 | 鉄骨・鉄筋コンクリート造 地下 2 階・地上 8 階建 |
| イ 土地 | 14,018.63 m ² |
| ウ 建物 | 43,038.26 m ² （延床面積） |
| エ 駐車台数 | 210 台（地下 1 階及び地下 2 階部分） |
| オ 許可病床数 | なし |

(2) 永代宿舎

- | | |
|---------|--------------------------------|
| ① 所在地 | 堺市堺区永代町 2 丁 39 番 1 |
| ② 施 設 | |
| ア 構造・規模 | 鉄筋コンクリート造 5 階建 50 戸 |
| イ 土地 | 1,206.37 m ² |
| ウ 建物 | 1,755.34 m ² （延床面積） |

(3) 譲渡予定時期

新病院（平成 26 年度竣工予定）移転後すみやかに譲渡します。

(4) 事業予定者の概要

名 称：

所在地：

2 選定の経過

| | |
|-------------------|-----------------|
| 平成 23 年 3 月 1 日 | 選定委員会の設置 |
| 平成 23 年 4 月 26 日 | 選定委員会（第 1 回）の開催 |
| 平成 23 年 6 月 1 日 | 選定委員会（第 2 回）の開催 |
| 平成 23 年 6 月 22 日 | 選定委員会（第 3 回）の開催 |
| 平成 23 年 7 月 11 日 | 募集要項の配布 |
| 平成 23 年 7 月 24 日 | プロポーザル参加表明の締切 |
| 平成 23 年 10 月 14 日 | 応募書類の締切 |
| 平成 23 年 11 月 5 日 | 選定委員会（第 4 回）の開催 |
| 平成 23 年 11 月 8 日 | 選定委員会（第 5 回）の開催 |

(1) 応募資格

- ① 平成 23 年 7 月 1 日現在、堺市内において経営実績のある病院の事業者とします。
- ② 病院以外の事業を組合せる場合は、上記の事業者を代表としたグループでの応募も可能とします。

(2) 譲渡の条件

- ① 病院事業を運営すること。（病院関連施設の併設は可能。）
 - ・地域の医療需要に対応した総合的な診療機能を有すること。
 - ・新病院移転後、すみやかに現地において運営を開始すること。
 - ・安定的、持続的（10年以上）な医療を提供すること。
 - ・地域の医療機関等と連携を密にすること。
- ② 病院事業を主とするが、病院以外の事業を組み合わせた提案も可能とします。

(3) 譲渡金額

総額 33 億円（消費税別途）
（うち、病院 30 億円、永代宿舎 3 億円）

(4) 応募状況

プロポーザル参加表明者：3 法人
うち、応募者：2 法人、辞退者：1 法人

3 選定方法

事業予定者の選定は、提案内容と価格による公募型プロポーザル方式で行いました。選定にあたっては、学識経験者、医療関係者及び地元関係者等による選定委員会において、二段階方式により審査を行いました。一次審査は、書類審査等により採点を行い「審査通過者」を決定し、二次審査は、「審査通過者」によるプレゼンテーション等の結果を議論し、総合評価により事業予定者を選定しました。

4 委員会の構成員

(50音順、敬称略)

| 氏名 | 役職等 |
|--------|-----------------------|
| 阿津地 勲 | 堺区自治連合協議会 少林寺校区代表 |
| 上田 保 | 堺区自治連合協議会 安井校区代表 |
| 岡原 猛 | (社)堺市医師会 副会長 |
| 岡本 邦彦 | 堺区自治連合協議会 会長 |
| 神部 智司 | 大阪大谷大学 教育福祉学部 准教授 |
| 北村 惣一郎 | 堺市 医療監 |
| 種子田 護 | (社)大阪府病院協会 常任理事 (委員長) |
| 出耒 明彦 | 市立堺病院 事務局長 |
| 橋本 卓也 | 大阪保健医療大学 講師 |
| 早川 泰史 | 堺市 健康福祉局長 |
| 樋上 忍 | 堺市域保健医療協議会 会長 |
| 養田 正豪 | (社)堺市医師会 理事 |
| 本川 清子 | 公認会計士 |

5 選定基準

※5点満点の評価基準（6. 提示価格は除く）

優れている 5点、 やや優れている 4点、 ふつう 3点、 やや劣る 2点、 劣る 1点

| 評価項目 | 評価の視点 | 配点 | |
|--------------|---|-----|----|
| 1. 譲渡先としての適性 | (1) 理念及び基本方針が公募の趣旨と一致しているか。 | 5 | 15 |
| | (2) 病院運営についての経験・実績が十分あり、現在の法人等と病院の経営基盤や経営状況が良好であるか。 | 5 | |
| | (3) 患者の意見・要望を把握し、病院運営に反映する仕組みがあるか。 | 5 | |
| 2. 診療機能 | (1) 地域の医療需要に対応した病床規模が確保されているか。 | 5 | 35 |
| | (2) 地域の医療需要に対応した診療サービスが確保されているか。 | 5 | |
| | (3) 地域の医療ニーズを考慮した計画となっているか。 | 5 | |
| | (4) 救急医療が提供されるか。 | 5 | |
| | (5) 設備や医療機器等の更新に対して、計画的に対応することとなっているか。 | 5 | |
| | (6) 急性期治療後の後送病床としての仕組みがあるか。 | 5 | |
| | (7) 地域医療機関等に対して、紹介・逆紹介をスムーズに行う仕組みがあるか。 | 5 | |
| 3. 組織体制 | (1) 事業にふさわしい組織体制となっているか。また、医師、看護師及びその他スタッフの人員確保策は十分であるか。 | 5 | 10 |
| | (2) 危機管理、防災管理、個人情報管理、人材の研修などの体制が十分であるか。 | 5 | |
| 4. 収支計画等 | (1) 事業を安定的に運営する工夫があり、継続的な医療の提供ができるような適切・良好な収支・資金計画であるか。 | 10 | 10 |
| 5. その他提案 | (1) 地域住民又は堺市民にとってメリットのある提案があるか。 | 10 | 10 |
| 6. 提示価格 | (1) 提示価格 $20 \text{点} \times (\text{購入申出価格} \div \text{最高購入申出価格})$ | 20 | 20 |
| 合 計 | | 100 | |

注： 「提示価格」に小数点以下の数値が生じた場合は、四捨五入する。

6 審査結果

(1) 採点結果 (一次審査)

| 評価項目 | 評価の視点 | 配点 | A | | B | | C | | D | | E | | F | | G | | H | | I | | J | | K | | L | | M | | 平均 | | |
|-------------|---|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|------|-----|-----|-----|------|------|-----|---|----|---|----|---|----|-----|----|-----|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 譲渡先としての適性 | (1) 理念及び基本方針が公募の趣旨と一致しているか | 5点 | 5 | 5 | 4 | 3 | 4 | 5 | 3 | 4 | 5 | 3 | 4 | 5 | 4 | 5 | 3 | 3 | 4.1 | 12.3 | | | | | | | | | | | |
| | (2) 病院運営についての経験・実績が十分あり、現在の法人等と病院の経営基盤や経営状況が良好であるか | 5点 | 15 | 3 | 13 | 4 | 12 | 4 | 10 | 4 | 12 | 4 | 13 | 4 | 11 | 4 | 12 | 5 | 14 | | 4 | 12 | 4 | 14 | 5 | 13 | 3 | 9 | 4.1 | | |
| | (3) 患者の意見・要望を把握し、病院運営に反映する仕組みがあるか | 5点 | 5 | 5 | 4 | 3 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 5 | 5 | | 3 | 4.2 | | | | | | | | | |
| 2 診療機能 | (1) 地域の医療需要に対応した病床規模が確保されているか | 5点 | 5 | 5 | 4 | 4 | 5 | 5 | 4 | 4 | 5 | 5 | 4 | 4 | 5 | 4 | 5 | 5 | 5 | 4.6 | 30.1 | | | | | | | | | | |
| | (2) 地域の医療需要に対応した診療サービスが確保されているか | 5点 | 5 | 5 | 4 | 3 | 4 | 4 | 4 | 4 | 5 | 5 | 4 | 5 | 3 | 5 | 4.3 | | | | | | | | | | | | | | |
| | (3) 地域の医療ニーズを考慮した計画となっているか | 5点 | 5 | 4 | 4 | 3 | 5 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 5 | 4 | 4 | 4.2 | | | | | | | | | | | | | | |
| | (4) 救急医療が提供されるか | 5点 | 35 | 5 | 34 | 5 | 31 | 4 | 27 | 4 | 24 | 5 | 33 | 5 | 30 | 5 | 28 | 5 | 29 | 5 | | 32 | 4 | 26 | 5 | 34 | 5 | 32 | 5 | 31 | 4.8 |
| | (5) 設備や医療機器等の更新に対して、計画的に対応することとなっているか | 5点 | 4 | 4 | 4 | 4 | 5 | 4 | 4 | 3 | 5 | 4 | 5 | 4 | 5 | 5 | 4 | 4.2 | | | | | | | | | | | | | |
| | (6) 急性期治療後の後送病床としての仕組みがあるか | 5点 | 5 | 4 | 4 | 3 | 4 | 4 | 3 | 4 | 3 | 3 | 4 | 5 | 4 | 3.8 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (7) 地域医療機関等に対して、紹介・逆紹介をスムーズに行う仕組みがあるか | 5点 | 5 | 4 | 3 | 3 | 5 | 4 | 4 | 4 | 5 | 3 | 5 | 5 | 4 | 4.2 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 組織体制 | (1) 事業にふさわしい組織体制となっているか。また、医師、看護師及びその他スタッフの人員確保策は十分であるか | 5点 | 4 | 4 | 3 | 3 | 4 | 3 | 3 | 4 | 3 | 3 | 4 | 5 | 3 | 4 | 4 | 4 | 3.7 | 7.5 | | | | | | | | | | | |
| | (2) 危機管理、防災管理、個人情報管理、人材の研修などの体制が十分であるか | 5点 | 10 | 4 | 8 | 4 | 8 | 3 | 6 | 3 | 6 | 4 | 8 | 4 | 7 | 3 | 6 | 2 | 6 | | 5 | 10 | 4 | 7 | 4 | 8 | 5 | 9 | 4 | 8 | 3.8 |
| 4 収支計画等 | (1) 事業を安定的に運営する工夫があり、継続的な医療が出切るような適切・良好な収支・資金計画であるか | 10点 | 8 | 6 | 7 | 6 | 8 | 8 | 6 | 6 | 8 | 4 | 8 | 7 | 4 | 6.6 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 その他提案 | (1) 地域住民又は堺市民にとってメリットのある提案があるか | 10点 | 8 | 6 | 7 | 6 | 8 | 8 | 5 | 4 | 5 | 5 | 8 | 7 | 6 | 6.4 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 提示価格 | (1) 提示価格 20点×(購入申出価格÷最高購入申出価格) | 20点 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 20.0 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合 計 | | 100点 | 93 | 84 | 79 | 72 | 89 | 86 | 76 | 77 | 89 | 74 | 92 | 88 | 78 | 82.8 | | | | | | | | | | | | | | | |

平均欄の数値については、小数第2位を四捨五入している。

(2) 一次審査の結果

A法人とB法人の2法人から応募がありましたが、B法人は土地建物の購入条件として、許可病床等の増床の申し出があり、委員会として譲渡の条件に該当していないことから失格と決定しました。

A法人は、採点の後、全員一致で審査通過者として決定しました。

(3) 二次審査の結果

選定委員会において、A法人を事業予定者として選定しました。

(投票結果、賛成〇〇名、反対〇〇名)

(4) 総合評価 (一次審査での意見)

選定委員会は、書類審査、プレゼンテーション等により、A法人に対して下記の評価を行い、事業予定者と決定しました。

(案1) 病床規模については、250床～300床と一定規模の確保が図られている。

(案2) 診療科目数は、現堺病院に比して劣るもののかかりの診療科を開設している。また、平日診療として、土曜日も開院していることや移転後に泌尿器科、産科の再開予定についても、一定評価する。

(案3) 救急医療の提供については、過去実績も含め、24時間体制をとるなど高く評価する。

(案4) 病院の収支状況については、急性期医療の収益が法人収益の50%以上を占めている等の理由により、黒字幅が少ないことは一定理解できるものの、移転に際して新たに大幅な金額を借り入れる計画となっている。今後、病院経営を安定的に継続していくために更なる経営の健全化に資するよう要望する。

(案5) 移転に際して、地域住民や堺市民に対する提案としては、当たり前の内容で特筆すべきものが見当たらない。メリットのある事業展開を要望する。

(案6) 提示価格については、最低売却価格に比して病院本体の土地・建物で4億1500万円、13%強のアップ率となり、一定の競争性が図られている。

(案7) 急性期治療後の後送病床の仕組みについては一定整備されているものの、今後、堺病院が実施する救急救命センターの整備に合わせて医療連携が図られるよう要望する。

市立堺病院後利用事業者選定委員会要綱

(設置)

第1条 市立堺病院が移転した後の施設の有効活用を図るに当たり、当該施設を有効利用し、当該施設において事業を行う者（以下「後利用事業者」という。）を公募型プロポーザル方式（公募により事業提案書の提出を求め、最適な者を特定する方式をいう。）により公正かつ適正に選定するため、市立堺病院後利用事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 募集要項及び選定基準の案の作成に関する事項
- (2) 提案書その他提出された書類の審査に関する事項
- (3) 後利用事業者の候補者の選定に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、後利用事業者の候補者の選定について必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員で組織する。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が選任し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療、保健及び福祉について優れた識見を有する者
- (3) 病院経営について優れた識見を有する者
- (4) 本市職員
- (5) その他市長が適当と認める者

(委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長はその議長となる。

2 委員会は、委員（委員長を含む。）の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決するところによる。

4 委員長及び委員は、自己、配偶者又は3親等内の親族が選定の対象となる団体の役員その他これに類する地位にある場合又は当該団体と利害関係にある場合は、当該団体に係る議事に加わることができない。

(関係者の出席等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、堺病院事務局新病院建設室において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。